なお、申請者が経常建設共同企業体の場合等、インターネットによる申請ができない場合があるので、このような場合は、２の⑴又は⑵の持参又は郵送により申請することとする。インターネットによる申請ができない場合に該当するものについては、以下のホームページアドレスへのアクセスにより入手できる競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（平成25・26年度版）で確認することができる。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

ａ　建設工事契約にあっては、①のキに掲げる納税証明書の写しを平成25年１月15日までの間に別記２に掲げる送付先にファクシミリにより送信すること。（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く。）

ｂ　建設工事契約又は測量・建設コンサルタント等契約のいずれにあっても、①のス又は②のケに掲げる送付用封筒を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

ｃ　建設工事契約にあって、申請者が専門技術職員を有する場合、①のサに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

ｄ　建設工事契約にあって、申請者が森林管理局等及び森林管理署等が発注した森林土木工事（請負金額が500万円以上のものに限る。）の実績を有する場合は、①のアに掲げる申請書のうち、様式１－３及び①のシに掲げる書類を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

ｅ　建設工事契約にあって、申請者が以下の11の⑴から⑸までに示す合併新設会社等で合併後５年未満の場合は、①のクの書類を以下の期間内に、以下の提出場所に持参又は郵送すること。

○ｂからｅまでに掲げる書類等の提出期間

平成24年12月３日から平成25年１月15日（郵送の場合は当日消印有効）までの間とする。ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日及び平成24年12月29日から平成25年１月３日までの間を除くものとし、受付時間は10時～12時及び13時～16時とする。

○ｂからｅまでに掲げる書類等の提出場所

別記１に掲げる「申請書の提出場所」のうち、⑵により申請書の提出先となる森林管理局等の提出場所

⑷　申請書類の作成に用いる言語

①　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記又は添付すること。

②　提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争参加資格を付与しない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

⑶　次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）

①　契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑷　建設工事契約にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていない者

⑸　建設工事契約にあっては、経営事項審査において、総合評定値通知書を受けていない者

⑹　建設工事契約にあっては、数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、⑴から⑸までに該当する構成員を含む者

⑺　測量・建設コンサルタント等契約にあっては、測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加資格の申請に有効な経営事項審査の総合評定値通知書

一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請をする直前に受審した経営事項審査の総合評定値通知書であって、再審査を含めて平成24年７月１日付けで改正された基準により受審した経営事項審査の総合評定値通知書とする。ただし、平成24年７月１日付けで改正される前の基準により受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、当該改正前の基準により受審した経営事項審査の総合評定値通知書であっても、今回の申請をする直前に受審したものであれば有効とする。

６　競争参加資格の審査

⑴　建設工事契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、等級の区分を設けている業種にあっては、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

イ　専門技術者に関する審査数値・・・Ｂ

ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・Ｃ

審査結果の総合数値算定方式

Ａ＋Ｂ＋Ｃ

なお、建築一式工事については、経営に関する客観的事項の審査数値をもって総合数値とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行い、当該総合数値に応じて等級の格付けを行う。

総合数値の算定方法

ア　年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

イ　自己資本額の審査数値・・・・・・Ｂ

ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・Ｃ

審査結果の総合数値算定方式

Ａ＋Ｂ＋Ｃ

７　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）する。

８　資格の有効期間及び更新手続

⑴　競争参加資格の有効期間　平成25年４月１日から平成27年３月31日までとする。なお、持参又は郵送による申請の場合であって、２の⑴又は⑵に掲げる期間経過後に申請した場合は、資格を付与されたときから、平成27年３月31日までとする。

⑵　有効期間の更新手続　⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成26年10月以降に平成27・28年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

９　申請内容の変更

今回の申請において一般競争（指名競争）契約の参加資格を付与された者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記１に掲げる資格確認通知のあった森林管理局等の申請場所に速やかに提出すること。

⑴　本社（店）住所

⑵　商号又は名称、電話番号（ファクシミリ番号及びメールアドレスを含む。）

⑶　法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名

⑷　許可・登録の状況

⑸　営業所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号（営業所の新設廃止を含む。）

添付資料

ａ　法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し

ｂ　個人の住所の場合は、住民票の写し

ｃ　個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し

ｄ　許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し

10　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）契約の参加資格の申請を行うことができる。